

繁殖期のカラスに注意しましょう

4~7月はカラスの繁殖期です。この時期に人が巣に近づくと、卵や幼鳥を守るため、大きな声で鳴き続けて威嚇したり、低空飛行をして足で歩行人の頭を蹴るといった攻撃をすることがあります。



- 威嚇や攻撃がある場合には
 - ・巣の近くで立ち止まらず、巣を避けて通る。
 - ・う回路がない場合は帽子をかぶるか、傘を差して通る。

●巣の撤去、幼鳥の捕獲を行います(条件あり)

歩行人等に対して激しい威嚇や攻撃等の被害が発生する恐れのある場合は、原因となる巣や卵の撤去、幼鳥の捕獲を行いますので、ご相談ください。



詳しくはこちら

▶問合せ 環境課 TEL (5246) 1283

「環境美化の日」 区内一斉清掃にご協力をお願いします

区では、「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」で、5月30日を「環境美化の日」と定めています。そこで直近の日曜日である5月31日(日)に、「区内一斉清掃」を呼びかけています。



皆さんのお住まいやお店、会社の周りを清掃し、ごみのない、きれいなまちにしましょう。

▶問合せ 環境課
TEL (5246) 1292



詳しくはこちら

台東区オンライン イベント開催

ごみ拾いSNS「ピリカ」
でごみ拾い活動を投稿
しよう!



詳しくはこちら

児童育成手当をご存じですか

●育成手当

▶対象 父または母が、離婚・死亡・行方不明(一年以上)・裁判所からDV保護命令を受けた・重度の障害などの状態にある、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方

▶手当月額 児童1人につき13,500円

●障害手当

▶対象 心身に障害のある20歳未満の児童を養育している方

▶障害の程度 身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1~3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症

▶手当月額 児童1人につき15,500円

※育成手当、障害手当とも所得制限があります。

▶所得制限額(申請者本人)

扶養人数	令和7年中の所得
0人	374万1千円未満
1人	412万1千円未満
2人	450万1千円未満
3人	488万1千円未満
4人目以降	1人につき38万円ずつ加算

※社会保険料控除相当額(8万円)を加算済

▶必要な物

- ①申請者(保護者)および児童の戸籍謄本
 - ②申請者名義の預金口座の分かる物
 - ③身体障害者手帳、愛の手帳または診断書(障害のある方)
 - ④マイナンバーカードか通知カード(写真のない番号が記載されたカード)および本人確認ができる物(運転免許証等)の2種類
- ※このほか、住民票や民生委員の証明書などが必要になる場合があります。
※戸籍関係の証明書は発行後1カ月以内、その他の証明書は発行後3カ月以内の物をご用意ください。

※本人確認書類について詳しくは、お問い合わせください。

▶申込み・問合せ

子育て支援課(区役所6階4番)
TEL (5246) 1232



育成手当



障害手当

子育て・教育

ふたごちゃん・みつごちゃん! 集まれ!~交流会~

- ▶日時 5月25日(月)10:00~12:00
- ▶場所 浅草保健相談センター
- ▶対象 区内在住の多胎児(就学前まで)の親子または多胎児を妊娠している方とパートナー
- ▶定員 10組(先着順)
- ▶申込方法 電子申請
- ▶申込期間 5月8日(金)~17日(日)
- ▶問合せ 台東保健所保健サービス課
TEL (3847) 9497
浅草保健相談センター
TEL (3844) 8172



詳しくはこちら

福祉 (高齢・障害等)

医療機関や介護サービス事業者をお探しの方へ

HPに医療機関や介護サービス事業者情報を掲載しています。

▶問合せ 介護に関することは介護保険課
TEL (5246) 1243



詳しくはこちら

医療機関に関することは健康課
TEL (5246) 1215

終活に関する相談・情報提供を始めます

本人の希望に基づき、自分らしく安心して人生の終焉を迎えられるよう、「終活」に関する相談支援、情報提供を行います。

▶事業開始日 5月15日(金)
※6月から弁護士、司法書士による専門相談を行います。

▶対象 主に身寄りのない单身、高齢者のみの世帯の方、障害者の方と家族

▶問合せ 台東区社会福祉協議会

TEL (5828) 7543



詳しくはこちら

事故や脳卒中等で後遺症のある方のリハビリを行っています

▶日時 月・火・木・金曜日
9:30~12:00、13:00~15:30
※利用者の方と相談して日時等を決定します。
※見学もできます。

▶対象 区内在住の18歳~65歳未満で事故や脳卒中等による中途障害の方

▶申込方法 電話、ファクス(住所・氏名・年齢・電話番号・障害の種類等)

▶場所・問合せ 障害者自立支援センター(松が谷福祉会館内)

TEL (3842) 2672

FAX (3842) 2674



詳しくはこちら



5月31日は世界禁煙デー やってみよう!禁煙目指し、まず一歩



詳しくはこちら

たばこには、約200種類の有害物質、70種類以上の発がん性物質が含まれており、たばこの煙は肺がんをはじめ多くのがんや、脳血管疾患、早産、低出生体重児・胎児発育不全および乳幼児突然死症候群(SIDS)などの因果関係があるとされています。

また、喫煙は周りの人の健康にも悪影響を及ぼします。たばこを吸わない人が、他人のたばこの煙を吸ってしまうことを「受動喫煙」といいます。受動喫煙により、吸わない人の体内からもたばこの煙の成分が検出され、吸わない人も喫煙している状態になってしまうことが分かっています。

区では、喫煙や受動喫煙による健康への影響の周知啓発や、禁煙に取り組むきっかけづくりを行っています。自分や周りの人の健康のために、今こそ禁煙してみませんか。

受動喫煙によって起こる身体への悪影響

大人への影響

- 脳卒中
- 心疾患
- 肺がん
- 呼吸器症状(咳・たんなど)
- 動脈硬化

子供への影響

- う蝕(虫歯)
- 中耳炎
- 呼吸器症状(咳、たん、ぜん息、息切れ)
- 急性呼吸器感染症
- ぜん息
- 肺機能の低下

妊婦さん、赤ちゃんへの影響

早産

低出生体重児

乳幼児突然死症候群

の危険性が高くなるといわれています。

禁煙週間キャンペーン

禁煙・受動喫煙に関するパネル展示のほか、リーフレットや啓発品を配布します。

▶期間 5月31日(日)まで

※場所によって異なります。

▶場所 区役所、台東保健所、浅草保健相談センター



屋内は原則禁煙です

2年4月1日より、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例が全面施行されたことに伴い、全ての施設において屋内は原則禁煙となり、決められた場所以外では喫煙することができなくなりました。

「子供や働く人を受動喫煙から守る」という意識が大切です。

問合せ 台東保健所保健サービス課
TEL (3847) 9406